

 [トップページ](#) [知事の動き](#) [これまでの動き](#) [現場からお伝えします](#) [CSO訪問](#) [知事の仕事](#) [知事の発言集](#) [記者会見](#) [記者発表コメント](#) [ラジオ知事室](#) [あいさつ・メッセージ](#) [県議会での知事説明](#) [知事への提案](#) [交際費支出状況](#) [プロフィール](#)

このサイトについてのお問い合わせ先

佐賀県統括本部危機管理・広報課
〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話:0952-25-7008(直通)

FAX:0952-25-7289

※知事への御意見等は、「[知事への提案](#)」からお願いします。[トップ](#) > [知事への提案](#) > [提案のご紹介](#)

知事への提案

【回答日】2008年5月28日

嘱託登記に添付する地積測量図について

【県民の声】

佐賀地方法務局より、嘱託登記関係の長へ嘱託登記に関する改善命令が届いていると思います。

地積測量図に作成者が記名押印しなさいと、不動産登記規則に明記されています。この作成者とは、土地家屋調査士等をいい、測量士等は記名押印できません。

作成者に県職員の氏名が記載されている地積測量図がよく添付されていますが、実際に測量、調査もおこなわず記名することは、公文書虚偽記載にあたるのではと思います。至急改善していただきたくメールしました。

【知事の回答】

県が公共用地を取得した際に行う嘱託登記申請書に添付する地積測量図に、作成者として県の職員の氏名が記載されていることはおかしいのではないかとのご意見をいただきました。

まず、お示しいただいた佐賀地方法務局から出された文書についてですが、これは改善命令ではなく、地積測量図の取り扱いに関する依頼文書です。

県としては、その内容は、特にこれまでの取り扱いを変えるという趣旨ではなく、再度、周知徹底させるためのものと認識しています。

この文書には、「官公署の職員が、自ら不動産の表示に関する登記の嘱託に必要な土地の調査及び測量を行い、地積測量図を作成した場合には、当該職員が地積測量図の作成者として署名又は記名押印することはなんら差し支えありません。」とあります。

ご存じかと思いますが、県では公共用地を取得する際、事業に必要な用地調査のための測量をコンサルタントに委託して行います。

その際、県の職員は、実際に現場に向いて筆界の立会などによる調査をし、確認した箇所毎に、県の委託を受けた測量コンサルタントが測量を行い、その成果を活用して県の地積測量図の作成を行っています。

このようにして作成した嘱託登記申請書は、これまで各法務(支)局によって受理されてきており、今回の文書を佐賀地方法務局から受けとった際も、県の担当課である土地対策課は、これまでどおりの県のやり方で支障はないという見解をあらためて得ております。

嘱託登記申請につきましては、今後とも法務局のご指導のもと、円滑な事務処理を行っていきたくと考えております。

【関係課】

県土づくり本部 土地対策課

TEL: 0952-25-7154

E-mail: tochitaisaku@pref.saga.lg.jp

佐賀県の職員は調査のみで実際の測量は測量コンサルタントが測量しているのに土地家屋調査士法に抵触しないとお考えですか？

 前に戻る トップページに戻る